

平成24年度

国民健康保険料の料率等を改定しました

砂川学習館2階実習室は館内水道工事のため10月1日〜31日の1か月使用できません。10月分の施設予約の際はご注意ください。〔砂川学習館〕

国民健康保険制度は、国や都からの補助金や加入者が出し合う保険料を財源として、病気の負担を軽くすることを目的とした助け合いの制度です。しかしながら、加入者の高齢化や医療の高度化に伴い、毎年医療費が増加しており、市の一般会計から多額の繰入金(税金)を投入することによって制度を維持する状況が続いています(下グラフ)。

他の医療保険に加入する方との公平性を保ちつつ国民健康保険制度を安定して運営していくため、下表の通り保険料率等を改定しました。なお、今回の改定は昨年11月に立川市国民健康保険運営協議会に諮問し、今年1月の答申に基づき行うものです。加入者の皆様のご理解をお願いします。

14日以内に以下のものを持って保険年金課(市役所1階)か、窓口サービスセンターに届け出をお願いします。

加入前の保険の資格を喪失した日付が記載されている証明書、印鑑、運転免許証やパスポート(お持ちの方) 退還 新たな保険証(被扶養者がいる場合は全員分)、今までお使いの国民健康保険証、印鑑 加入の届け出が遅れると保険料をさかのぼってお支払いいただくこととなります。また、保険証がないため、届け出までの間の医療費は一旦全額自己負担となります。

就職・転職・退職時などは国民健康保険の加入・脱退の届け出をお願いします。

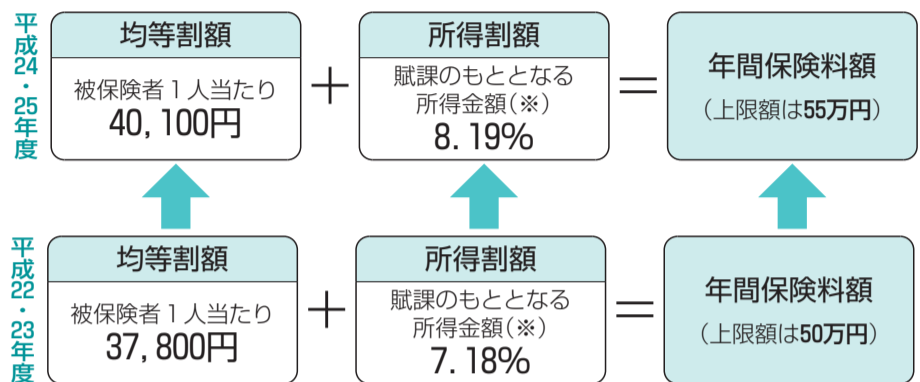
加入前の保険の資格を喪失した日付が記載されている証明書、印鑑、運転免許証やパスポート(お持ちの方) 退還 新たな保険証(被扶養者がいる場合は全員分)、今までお使いの国民健康保険証、印鑑 加入の届け出が遅れると保険料をさかのぼってお支払いいただくこととなります。また、保険証がないため、届け出までの間の医療費は一旦全額自己負担となります。

後期高齢者医療制度(75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)が対象です) 保険料率等が改定されます

後期高齢者医療保険料の料率等は、法令に基づき2年間の財政運営期間における医療給付費等に応じて、東京都後期高齢者医療広域連合が定めています。

平成24・25年度は医療費の増加などに伴い、保険料必要額の増加が見込まれています。そのため、以下の通り保険料率等を変更し、一定のご負担をお願いすることになりました。加入者の皆様のご理解をお願いします。

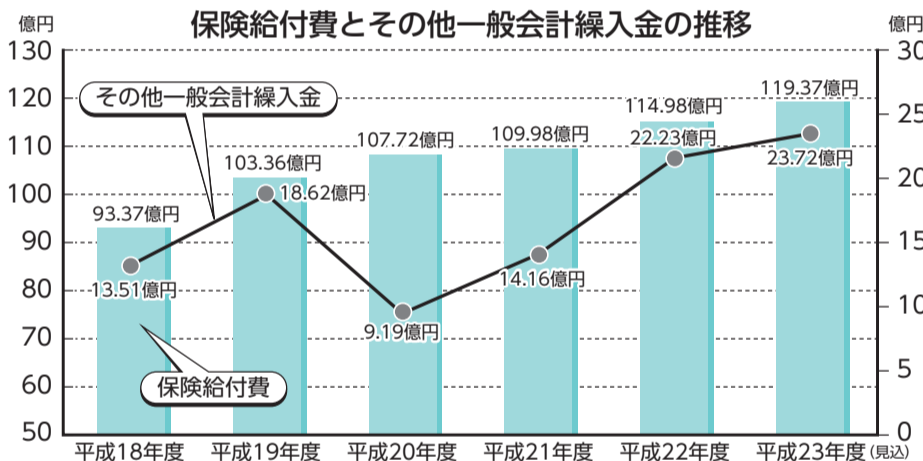
●保険年金課賦課係・内線1406



※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

●実際の保険料の算定には、所得に応じた軽減制度(所得割、均等割)があります。くわしくは「広報たちかわ」6月25日号でお知らせします。

保険給付費とその他一般会計繰入金の推移



※保険給付費とは…医療費のうち保険者である市が負担する金額など ※その他一般会計繰入金とは…国民健康保険事業で不足している財源を市の一般会計から補うもの

平成24年度 国民健康保険料の料率等

Table with 7 columns: Category (Income-based, Equal Share, Contribution Limit), and 6 sub-columns for rates before and after the change for three different benefit types (Medical, Elderly Support, Care).

市民委員を募集します 政治倫理審査会委員

市議会議員が条例で定める政治倫理に違反していると認められ、市民などから調査請求があった場合、議長の要請に基づき審査します。

▼申込方法 住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号・職業と「市民からの信頼を得るために議員は何を心がけたらよいか」について(1千字以内)を書いて、郵送、ファクス、Eメールか直接、7月10日(必着)までに議会事務局庶務調査係(市役所3階)内線3321 FAX(526)6369

▼対象 以下のすべてに該当する方 7月1日現在で引き続き3か月以上市内に住所のある20歳以上の方 原則として平日の昼間の会議に出席できる方 募集人数 3人(選考) 任期 2年間 報酬 市の規定による kai@city.tachikawa.lg.jp

「仮称」KEA 立川建設事業に関する環境影響評価書案の縦覧など

6月27日(水)午後7時〜9時 ずれも女性総合センター ●意見書の提出 持参か郵送で提出してください ●記載事項 ①事業名②氏名と住所(法人その他の団体は、名称、代表者の氏名、都内にある事務所から事業所の所在地)③環境保全の見地からの意見 ●受付期間 6月11日(月)〜7月25日(水)(消印有効) ●提出先 都環境局都市地球環境部環境都市づくり課(〒163-8001新宿区西新宿2-1-1都庁第二本庁舎8階) ☎03(5388)3440 ●市環境対策課 内線2248

●環境影響評価書案の縦覧・閲覧 6月11日(月)〜7月10日(火)、午前9時30分〜午後4時30分(環境対策課(市役所2階)、都環境局都市地球環境部環境都市づくり課(都庁)、都多摩環境事務所管理課(錦町)。なお、閲覧は中央図書館でもできます。 ●住民説明会 直接会場へ 6月24日(日)午後7時〜9時

大規模小売店舗立地法に基づく縦覧

●日時 9月7日(金)までの午前9時30分〜正午、午後1時〜4時30分(土曜・日曜日、祝日を除く) ●場所 都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿2-1-1都庁第一本庁舎30階)、市政情報コーナー(市役所3階) ●都地域産業振興課 ☎03(5320)4789、市産業振興課 内線2367

大規模小売店舗立地法に基づく変更届の縦覧を行っています。ご意見のある方は、縦覧期間中に都地域産業振興課へ意見書を提出することができます。 ●店舗名 恵庭ビル、成和ビル ●主な変更点 小売業者の氏名または名称

公開する公開日程

●農業委員会総会 直接会場へ 6月25日(月)午後2時から

市役所210会議室 4人(先着順) ●農業委員会事務局 内線2654

今月の納期 市・都民税第1期分

納期限... 7/2(月)

●納付方法 納付書を持って 市指定金融機関(午前9時〜午後3時) 郵便局(午前9時〜午後4時) 市役所、各連絡所(いずれも午前8時30分〜午後5時) 窓口サービスセンター(月曜〜金曜日の午前8時30分〜午後8時と土曜・日曜日の午前8時30分〜午後5時。祝日は休業)の各窓口と 市税と国民健康保険料納付書裏面に記載のコンビニエンスストアへ(バーコードがある納付書で納期限までに納めてください。後期高齢者医療保険料と介護保険料はお取り扱いできません) 市税と国民健康保険料は携帯電話(モバイルレジ)で納付できます。くわしくは市ホームページをご覧ください ●市税=納税課庶務係 内線1240、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料=保険年金課収納係 内線1412、介護保険料=介護保険課介護保険係 内線1446